

令和 6 年度 湧水町人事行政の運営等の状況

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 261 号）第 5 8 条の 2 及び湧水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 8 年湧水町条例第 1 号）第 6 条の規定に基づき、令和 6 年度の湧水町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用の状況 令和 6 年度は 10 人の職員を採用しました。

(2)退職の状況（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

令和 6 年度は、17 人の職員が退職しました。内訳は下表のとおりです。

（単位：人）

退職の事由	定年退職	普通退職	勸奨退職	懲戒免職	計
人 数	5	9	3	0	17

(3)再任用の状況

定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職若しくは短時間勤務の職（1 週間あたり 15 時間 30 分～31 時間）に採用することができます。

令和 6 年度の再任用職員の採用 0 名

(4)部門別職員数の状況

（単位：人）

区 分		職 員 数			対前年増減数	
部 門		R5. 4. 1	R6. 4. 1	R7. 4. 1	R5 → R6	R6 → R7
一般行政部門 （福祉関係を除く）	議 会	3	3	3	0	0
	総 務・企 画	33	33	31	0	△2
	税 務	10	10	8	0	△2
	農林水産	20	19	18	△1	△1
	商 工	8	10	9	2	△1
	土 木	14	15	14	1	△1
	小 計	88	90	83	2	△7
福 祉 関 係	民 生	13	16	16	3	0
	衛 生	14	9	9	△5	0
	小 計	27	25	25	△2	0
一般行政部門 計		115	115	108	0	△7
特別行政（教育） ※教育長を除く		22	25	25	3	0
公営企業等	水 道	4	4	4	0	0
	国 保	3	3	3	0	0
	介 護	9	10	10	1	0
	後期高齢	0	0	0	0	0
	小 計	16	17	17	1	0
合 計 〔条例定数の合計〕		153 〔175〕	157 〔175〕	150 〔175〕	4	△7

2-1. 職員の給与の状況 [町長部局等]

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R6 年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5 年度の 人件費率
R6 年度	人 8,222	千円 8,001,287	千円 251,887	千円 1,436,137	% 17.95	% 16.73

※人件費には、特別職（各種委員を含む。）に支給される給料，報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
R7 年度	人 146	千円 556,630	千円 68,950	千円 226,700	千円 852,280	千円 5,838

※職員数は、令和7年4月1日現在で、水道事業は含みません。

※職員手当には退職手当，児童手当は含みません。

(3) 職員の平均給料，給与月額等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	一般行政職		
湧水町	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	42.9 歳	319,031 円	350,146 円

※給与実態調査の数値です。

※「平均給料月額」とは職員の基本給の平均月額です。

※「平均給与月額」とは給料に諸手当を加えたものの平均月額です。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		湧 水 町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	220,000 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	285,000 円	333,000 円	369,300 円
	高校卒	252,700 円	293,600 円	358,600 円

(6)職員手当の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

①期末手当・勤勉手当

湧 水 町					国
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,587千円					
(R6年度支給割合)					(R6年度支給割合)
期 別	期末手当		勤勉手当		同
	一般職	管理職	一般職	管理職	
6月期	1.225	1.025	1.025	1.225	
12月期	1.275	1.075	1.075	1.275	
計	2.500	2.100	2.100	2.500	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし					(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

※期末・勤勉手当の1人当たりの平均支給額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

②退職手当

区分	湧 水 町		国	
	自己都合・その他	勸奨・定年	自己都合・その他	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	同	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	同	同
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	同	同
最高限度額	47.709月分	47.709月分	同	同
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (退職手当特例制度による)		定年前早期退職特例措置 2%～45%加算	
R6年度 1人当たり平均支給額	2,853千円	20,043千円		

③特殊勤務手当 制度廃止済み

④時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	24,968千円	職員1人当たり平均支給年額（R5年度実績）	236千円
支給実績（R6年度決算）	21,419千円	職員1人当たり平均支給年額（R6年度実績）	178千円

※給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

⑤その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	R6 年度 支給職員数	1 人当たり 平均支給月額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 (1 人につき) 10,000 円 父母等 (1 人につき) 6,500 円 満 16 歳～22 歳までの子〔加算〕 5,000 円	同	—	61 人	21,100 円
住居手当	借家等 家賃 27,000 円以下の場合 家賃－16,000 円 家賃 27,000 円以上の場合 (家賃－27,000 円) ×1/2+11,000 円 最高支給額 28,000 円	同	—	40 人	18,400 円
通勤手当	交通機関利用者等職員 運賃相当額 (最高限度額 55,000 円) 自動車等使用職員 (片道 2km 以上) 2,000 円～以下距離毎に異なる 最高 31,600 円	同	—	69 人	6,300 円
管理職 手 当	総務課長 40,000 円 支所長 32,000 円 その他の課長 32,000 円	異	役職により 多種あり	14 人	32,600 円

※1 人当たりの平均支給月額は給与実態調査上の一般行政職（税務職・企業職等を除いた職）の平均です。

(7) 特別職の報酬等の状況

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	764,000 円 ※4 月～3 月 (611,200 円)
	副町長	608,000 円 ※4 月～3 月 (547,200 円)
	教育長	574,000 円 ※4 月～3 月 (545,300 円)
報 酬	議 長	305,000 円
	副議長	252,000 円
	常任委員長	244,000 円
	議 員	229,000 円
期 末 手 当	町 長	3.45 月分
	副町長	3.45 月分
	教育長	3.45 月分
	議 長	3.45 月分
	副議長	3.45 月分
	常任委員長	3.45 月分
	議 員	3.45 月分
退 職 手 当	町 長	勤続期間 1 年につき 100 分の 500
	副町長	勤続期間 1 年につき 100 分の 280
	教育長	勤続期間 1 年につき 100 分の 250

※は、令和 6 年度における独自減額措置です。

2-2. 公営企業職員の給与の状況【水道事業】

(1) 職員給与費の状況

① 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の 総費用に占める職員 給与費比率
R6 年度	千円 171,747	千円 19,070	千円 26,147	% 15.22	% 14.79

※職員給与費には法定福祉費は含みません。

② 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
R7 年度	人 4	千円 17,815	千円 3,757	千円 7,719	千円 29,291	千円 7,322

※給与費は令和7年度当初予算額に計上された額です。

※職員手当には退職手当，児童手当は含みません。

③ 特記事項 特になし

(2) 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

企業職	平均年齢	基本給	平均月収額
	43.0 歳	333,675 円	385,756 円

※「基本給」とは職員の基本給の平均月額です。

※「平均月収額」とは基本給に諸手当を加えたものの平均月額です。

(3) 職員の手当の状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

① 期末手当・勤勉手当

企業職	1人当たり平均支給額	1,916 千円	※支給割合・加算措置ともに一般行政職と同
-----	------------	----------	----------------------

② 退職手当

企業職	1人当たり平均支給額	0 千円	※支給率は一般行政職と同
-----	------------	------	--------------

③ 特殊勤務手当 制度廃止済

④ 時間外勤務手当

支給実績（R5 年度決算）	894 千円	職員1人当たり平均支給年額（R5 年度実績）	298 千円
支給実績（R6 年度決算）	1,112 千円	職員1人当たり平均支給年額（R6 年度実績）	370 千円

⑤ その他の手当

手当名	内容及び支給単価 一般行政職との異同	令和6年度 支給者数	支給職員1人当たり 平均支給月額
扶 養 手 当	一般行政職と同	4 人	18,385 円
住 居 手 当	一般行政職と同	2 人	23,116 円
通 勤 手 当	一般行政職と同	2 人	4,550 円
管 理 職 手 当	一般行政職と同	1 人	32,000 円

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和6年度中）

一週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
38 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	廃止	12 時～13 時

(2) 年次有給休暇の取得状況（対象期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	取得率
5,620 日	1,732 日	152 人	11.39 日	32.05%

4. 職員の休業の状況（育児休業）（令和6年度中）

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	0 人	2 人
前年度から引続き育児休業を取得している者	0 人	0 人

5. 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和6年度中）

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
職に必要な適格性を欠く場合	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件で起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人

(2) 懲戒処分者数（令和6年度中）

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
法令等に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合	1 人	0 人	0 人	0 人	1 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人

6. 職員の服従の状況

(1) 服従の根本基準

地方公務員法第30条は「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と定めています。これは、憲法第15条第2項が「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

区 分	内 容
法令及び上司の命令に従う義務	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	〔下記（2）〕
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはなりません。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことは禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をすることは禁止されています。
営利企業等の従事制限	〔下記（3）〕

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第 35 条において「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しています。本町における「特別の定」は、「湧水町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」であり、この規定の範囲内で職務専念義務を免除することができることとしています。

(3) 職員の営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないこととされています。

営利企業等従事の許可に当たっては、①職員の占める職と営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがある場合、②職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を生じる場合、③その他営利企業等に従事することにより、地方公務員法の精神に反する結果を生じる場合には許可しないこととされています。

7. 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 研修の概要

令和 6 年度に実施・受講した研修は 20 研修で、参加人員は延べ 421 名であり、実施状況は以下のとおりです。

	研 修 区 分	実施時期	研修期間	参加人員
一般 研修	新任課長級研修	4, 5 月	2 日	2 名
	新規採用職員研修（前期）	5 月	3 日	9 名
	新任課長補佐級研修	7 月	2 日	4 名
	法制執務研修（基礎編）	7 月	1 日	15 名
	新任係長研修	7 月	2 日	3 名
	一般職員研修（採用 7～9 年）	9 月	2 日	4 名
	一般職員基礎研修（採用 3～5 年）	9 月	2 日	6 名
	新規採用職員研修（後期）	10, 11, 12 月	4 日	9 名
	市町村税徴収事務	11 月	11 日	1 名
	使用料等の債権回収	12 月	5 日	1 日
	定年延長予定職員等研修	2 月	1 日	5 名
町 独 自 研 修	町人権教育講演会	7 月	1 日	15 名
	職員服務規律等研修（採用 10 年未満）	7 月	1 日	53 名
	新規採用職員向けメンタルヘルス研修	8 月	1 日	9 名
	管理職向けメンタルヘルス研修	8 月	1 日	15 名
	認知症サポーター養成講座職員研修	9 月	1 日	37 名
	関西かごしまファンデー	9 月	3 日	1 名
	新規採用職員研修（副町長講話等）	9 月	1 日	10 名
	職員事務処理力向上研修	10 月	1 日	105 名
	一般職向けメンタルヘルス研修	11 月	1 日	117 名

(2) 人事評価の状況

職員の主体的な職務遂行や自己啓発を促し、職員の人材育成と組織の活性化を図るため、人事評価を実施し、その結果を適材適所の人員配置等に活用しています。

8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生事業の実施状況

区 分	内 容
職員の安全 衛生管理	職場における安全衛生の確保を図るため、各種施策を実施しました。 ① 職員安全衛生委員会の開催 ② 職員定期健康診査の実施 ③ メンタルヘルス研修の実施（新規採用職向け、管理職向け、一般職向け） ④ ストレステストの実施 ⑤ メンタルヘルスカウンセリングの実施

(2) 公務災害補償の概要と発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）又は通勤途中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。湧水町は地方公務員災害補償基金鹿児島県支部に加入しており、令和6年度中の公務災害の状況は次のとおりです。

区分	身分	請求件数	認定件数	
			公務上	公務外
公務災害	常勤職員	0件	0件	0件
通勤災害	常勤職員	0件	0件	0件

※臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員を含む）は除く。

(3) 勤務状況に関する措置の要求の状況

地方公務員法第46条において職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

令和6年度中の措置の要求の状況は次のとおりです。

令和5年度末 係属件数	令和6年度末 措置要求件数	令和6年度処理件数			令和6年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0件	0件	0件	0件	0件	0件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。

(4) 不利益処分に関する不服申立の状況

地方公務員法第49条の2において職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に不服申立（審査請求又は異議申立）をすることができることとなっています。公平委員会は、不服申立を受理したときは、その事案について審査を行い、その処分を承認し、修正し、又は取り消し及び必要がある場合においては、任命権者にその職員がその処分に受けた不当な取り扱いを是正するための指示をしなければならないこととされています。（地方公務員法第50条）

令和6年度中の不服申立の状況は次のとおりです。

令和5年度末 係属件数	令和6年度末 不服申立件数	令和6年度処理件数			令和6年度末 係属件数
		取下	却下	判定	
0件	0件	0件	0件	0件	0件

※湧水町は、公平委員会の事務を鹿児島県人事委員会に委託しています。

9. 職員の退職管理の状況

（単位：人）

退職時職位	退職者数	再就職先				再就職者合計
		町再任用職員等	町嘱託職員	外郭団体等	民間企業等	
課長級	1	0	0	0	0	0
課長補佐級	6	3	0	0	1	4
係長級	1	0	0	0	1	1
主査	3	0	0	0	2	2
主任	2	0	0	0	2	2
主事補・主事	4	0	0	0	2	2
計	17	3	0	0	8	11